

基幹家保としての地域畜産業振興の為の長年の取組と今後の課題

紀北家畜保健衛生所
○楠川翔悟 橋本久彦
山本敦司

【背景及び目的】

本県は長らく、県全域が実質的な産業動物獣医師の空白地帯だった。都道府県別の産業動物診療施設数¹⁾でも最下位に位置し、全国平均と比較しても大きな開きがあることがわかる(図1)。

他県においても、診療等を行う家保は少なくない^{2, 3)}が、県全域で診療や登録業務等を行うのは本県だけである。

特に当所に関しては、病性鑑定課を有する基幹家保として、総合的に畜産業務に携わっており、所管業務は非常に幅広く多岐に渡っている。当所は県北13の市町を所管し、予防注射や診療、人工授精といった一般的な業務に加え、県全域の生産者や家保から依頼される病性鑑定や検査等も行っている。

特に近年は、防疫体制の強化を中心とした業務が増加し、いっそう多様に、かつ複雑になっている。

これら業務を円滑に実施するため、様々な工夫や努力、協力を積み重ね、効率的な遂行に取り組んだので報告する。

【方法】

当所では「3つの協力体制」を構築し取り組んできた。

1点目は生産者との協力。

診療や人工授精などの当日依頼は、基本的に午前9時半までに連絡することや農場での作業協力などを生産者とともにルール化してきた。

また、民間の産業動物獣医師が少ない本県では、病性鑑定依頼のほとんどが生産者自身によるものである。検査の必要性は、生産者と家保職員が互いに協力して、適切に判断し、依頼目的を明確化した上で検査を行っている。

このほか事務的なこととして、当所では液体窒素や凍結精液の販売も行っている。これらの取扱についても、生産者にルールを理解してもらい、円滑に実施している。

2点目は職場内の協力。

出張用務を所全体で調整している。このために、業務予定は全員で共有し、また基本的な業務は課を超えて対応できるようにしている。

一例として、出張時の車の荷台を示した(図2)。診療のほか予防注射や人工授精、防疫指導等に対応できるよう様々な器具・資材を準備している。

この他、検査技術を職員間で共有するための研修、あるいは検査結果の取組指導への反映等の取り組みを行ってきた。

3 点目は関係機関との協力。

本県では行政機関においても、関係団体においても、畜産担当職員は非常に限られている。このため、各組織が互いに連携・協力しあい、フォローしあう体制をとってきた。

直近の例では、昨年当所管内での高病原性鳥インフルエンザの発生を受け、当所では「令和 5 年度防疫対策強化月間」を定め、生産者に飼養衛生管理の向上を呼びかけた。

これは、初めての取り組みであり、関係機関への説明と綿密な事前調整を行う必要があったが、振興局や市町担当職員の協力のもと、一斉立入と指導を行うことができた。

また今年度は HPAI 防疫演習を、希望のあった管内 2 振興局で実施した。実施にあたっては、担当部局との打ち合わせを繰り返し行うとともに、必要な資料の作成等協力を行った。振興局職員らも定点モニタリング検査に同行するなどし、現場調査を繰り返し行った。そして、演習当日は振興局や市町職員の疑問について助言を行うとともに、今後の対応に活かせるよう意見交換を行った。

【結果】

小さな工夫の積み重ねにより業務時間を短縮し、限られた職員数で適切な業務遂行ができた。

図 3 にある日の出張用務を例示する。当日の業務予定は黒板に書きだして、共有・調整を行っている。

この日も、予防注射をはじめ様々な業務があった。また、ちょうど行政体験研修生が来所する時期でもあり、その対応も必要であった。

この日の業務を、個別に 1 件 1 件、一人ひとりが対応した場合、準備から移動、帰庁後の書類事務まで含めると、所全体でおよそ 31 時間が必要となる。しかし、所全体で協力し業務を組み合わせることで、22 時間で実施することができ、9 時間分の業務時間削減が可能となった。

このような協力を、平素から行うことで、年間通して大きな削減につながられる。そして、この時間を活用し、防疫業務の充実・強化に取り組むことができた。

防疫計画の作成に関しては、昨年度、HPAI 防疫措置を経験したことをバネに、防疫計画の総見直しを行った。計画は関係機関も使用することから、より見やすく、より使いやすくを念頭に置いて改正した。また、そのために振興局、市町担当と繰り返し情報交換し、内容に意見を反映、充実を図った。

加えて、地域一体となった防疫体制の構築のため、農場への立入検査を関係機関とともに実施した。令和 5 年度防疫対策強化月間中の立入検査では、のべ人員のうち 38.2%を振興局、市町職員

が担い、飼養衛生管理の改善・向上のために連携した。

これは、単純に「人手の協力」という意味合いにとどまらず、和歌山県飼養衛生管理指導等計画にもあるとおり、「防疫体制の一翼を担う」ものとしての主体的な役割につながるものとする。

このように、協力体制をフル活用して、円滑な業務体制を構築、とりわけ近年増加する防疫業務を強化することができた。

一方、近年、当所を取り巻く情勢は大きな変化を迎えている。

管内の家畜頭数は減少傾向にある（図4）。グラフでは牛としてまとめているが、特に近年は酪農家の廃業が相次いだ。診療・人工授精件数は民間診療施設が開設された令和4年以降減少している（図5）。検査件数は増減があるものの、野生いのししのサーベイランス等の新しい検査業務もあり、ほぼ横ばいといった推移を示している（図6）。

このように、診療や人工授精といった所全体で対応していた業務は減少しているが、一方で新たな検査業務が発生している。これにより、当所では担当業務の固定化が進んでいる。言い換えると、本来家保としてやるべき検査・指導業務に専念できるようになってきたとも言える。

【今後の課題】

1 点目として、今後も、依然として防疫業務の充実・強化は求められるものとする。これについては、「3つの協力」を継続していくことの必要性が、今回の取り組みを通じてわかった。

2 点目として、担当業務の固定化により、所全体として失われかねない診療等の技術の継承や職場内での情報の共有が、今後いっそう重要になってくるものとする。対策として、研修動画、手順書の作成、活発なコミュニケーションなどに取り組んでいる。

当所が現在直面するこれらの課題は、今後、家畜の頭羽数の減少などにより組織が再編されることで、全国的に見られるものとする。これからの当所の取り組みが、他県にとっての先進的モデルとなりえるよう引き続き努力が必要とする。

【参考文献】

1) 農林水産省消費・安全局畜水産安全管理課獣医療チーム．“飼育動物診療施設の開設届出状況(診療施設数)”．農林水産省．2023．
<https://www.maff.go.jp/j/tokei/kouhyou/animal/>

2) 京都府丹後家畜保健衛生所．“地域産業動物獣医療に関わる家畜保健衛生所の現状と課題について（2023）”．京都府．2023．
<https://www.pref.kyoto.jp/tango-kaho/1186962834388.html>

3) 東京都家畜保健衛生所．“過去10年間の八丈管内無獣医村における家畜診療の実態と対応状況”．東京都．2014．
<https://www.sangyo-rodo.metro.tokyo.lg.jp/nourin/shoku/animal/eiseijyo/gyouhatu/>

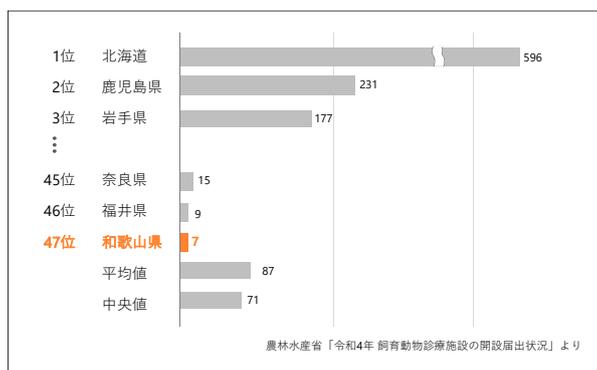


図1 都道府県別 産業動物診療施設数



図2 出張時の荷物例

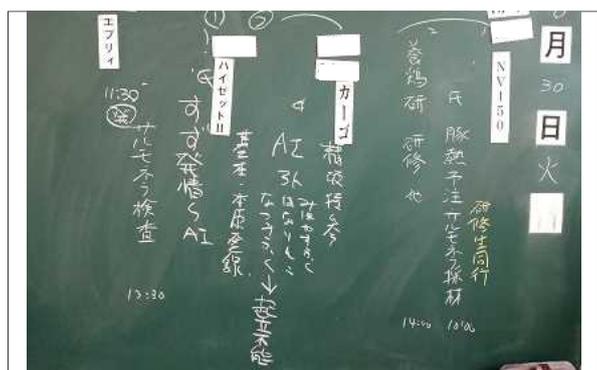


図3 ある日の出張用務

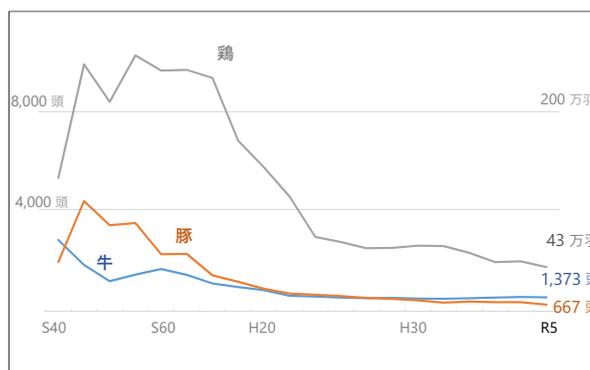


図4 管内家畜頭羽数の推移 (牛・豚：左軸、鶏：右軸)

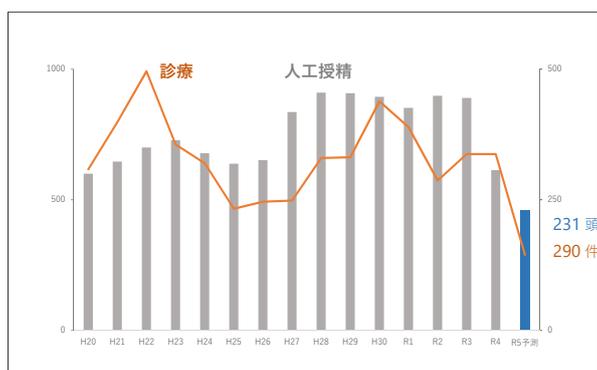


図5 診療件数(左軸)と人工授精頭数(右軸)の推移

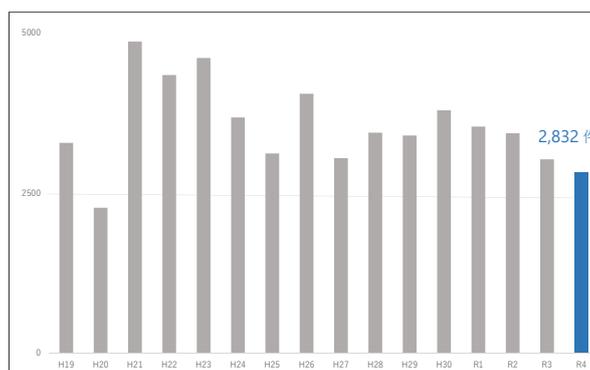


図6 検査件数の推移